

新上五島町観光物産情報映像製作業務委託
公募型プロポーザル実施要領

平成30年5月
新上五島町観光商工課

新上五島町観光物産情報映像製作業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領（以下「実施要領」という。）は、新上五島町（以下「本町」という。）が「新上五島町観光物産情報映像製作業務委託」（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、本業務に適した能力を有する民間事業者（以下「事業者」という。）の中から、透明性及び公平性を確保しながら、情報発信業務に精通し、高度で専門的な技術を有し、豊富な経験、実績及び信頼性を有し、かつ社会貢献度の高い優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 委託業務概要

(1) 業務名称

新上五島町観光物産情報映像製作業務委託

(2) 業務内容

別添「新上五島町観光物産情報映像製作業務委託仕様書」のとおり

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から平成31年2月28日までとする。

4 遵守すべき関係法令等

事業者は、本業務を実施するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）及び業務委託仕様書に示す内容を遵守するものとする。

5 提案上限額

金 5,722,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※提案上限額は、予定価格又は契約金額を示すものではなく、事業費の最大規模を表し、本業務の契約締結に係る上限金額とする。

6 参加資格要件

(1) プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、単体企業であること。

(2) 参加者に必要な資格等の要件は、特別の定めがある場合を除き、参加申請書(様式1)の提出時点において満たしておくこと。

(3) 参加者は、次の要件を全て満たしておくこと。

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとし、(様式1-1)を参加申請書と併せて提出すること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 仕様書等の公表日から業務提案書提出期限までの間において、国又は地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

エ 参加資格確認基準日において、国税、県税及び市町村税に未納の税額がない者であること。

	証明自治体等	
	本社等で申請する者	権限を支店等に委任する者
国 税	本社を所管する税務署 ※ 納税証明書(様式その3の3)	
都道府県税	本社を所管する県税事務所等	支店等を所管する県税事務所等
市 町 村 税	本社を所管する市町村	支店等を所管する市町村

オ 新上五島町建設工事暴力団対策要綱(平成21年度新上五島町訓令第24号)の規定による指名除外措置の期間中でない者であること。

カ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 費用負担

プロポーザルに参加することで生じる費用は、全て参加者の負担とする。

(5) 提出方法

持参または郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は期限までに必着のこと。

7 プロポーザルの実施スケジュール

プロポーザルの実施 スケジュール実施事項	日 程
仕様書等の公表	平成30年 6月12日(火)
参加申請書提出期限(様式1)	平成30年 6月22日(金) 17時まで
参加資格確認結果の通知(様式2)	平成30年 6月25日(月)
仕様書等に関する質疑書提出期限(参加資格に関する質問については、随時回答)	平成30年 6月12日(火)から 平成30年 6月25日(月)まで
仕様書等に関する質疑に対する回答の公表	平成30年 6月28日(木)
業務提案書等の提出期限	平成30年 7月 2日(月) 17時まで
審査及び最終業務受託候補者の選定及び通知(様式5)	平成30年 7月 3日(火)
プレゼンテーション	平成30年 7月 5日(木) 平成30年 7月11日(水)(予備日)
最終業務受託候補者決定	平成30年 7月 5日(木)
最終業務受託候補者公表及び結果通知(様式8)	平成30年 7月 9日(月)
契約内容に関する詳細打合わせ	平成30年 7月11日(水) 平成30年 7月13日(金)(予備日)
業務委託契約の締結	平成30年 7月11日(水)

8 プロポーザル参加の辞退

本町より参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、業務提案書等の提出期限日までに「参加辞退届出書」(様式7)を事務局へ提出すること。

なお、提出方法は持参または郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は期限までに必着のこと。

9 仕様書等に関する質疑書の提出

(1) 提出先(事務局)

〒857-4211 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷720番地1

新上五島町観光商工課 担当：福本

電子メール・・・y.fukumoto@town.shinkamigoto.nagasaki.jp

(2) 提出方法

質疑内容を簡潔にまとめ「仕様書等に関する質疑書」に記入の上、電子メールで提出すること。その際の送信確認は、電話連絡など送信者の責任において行うこと。

(3) 提出期間

平成30年 6月12日(火) から平成30年 6月25日(月) 17時まで

10 参加資格の確認及び業務提案書等の提出

本町より参加資格を有する旨の通知を受けた参加者は、下記に示す書類一式を次のとおり提出するものとする。

提出方法は持参提出、若しくは郵送及び宅配事業者等を利用して提出する場合は配達記録の確認が取れる手法とする。

提出された提案書等の返却は行わず、提案数は1事業者1案とし、提案書は非公開とする。なお、参加申請書及び提案書について、提出後における差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、プロポーザル方式について参加資格が認められなかった理由の説明請求について(様式3)により 6月29日までに説明を求めることができ、7月3日までに(様式4)により回答する。

提出書類

① 提案書・・・・・・・・・・・・ 7部(正本 1部、副本 6部)

鑑として、正本に(様式6)を添付し副本にその写しを添付すること。

A4版(縦もしくは横)の用紙を基本とし、いずれも横書きで実施要領P.8の最終業務受託候補者決定基準、3各審査内容、(3)審査の評価項目の①～⑧の順に記載する。

② 作業工程表・・・・・・・・・・・・ 7部

提案書の最終頁に併せて製本すること。

③ 参考見積書・・・・・・・・・・・・ 1部

※ 内訳書を添付すること【任意様式】

④ CD-R・・・・・・・・・・・・ 1部(上記電子データを保存したもの)

11 提案資格の喪失等

プロポーザル方式の参加者と認めた者において、次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失するものとし、既に提出された提案書は無効とする。

(1) 6 参加資格要件に規定するプロポーザル方式に参加するための資格を満たさ

ないこととなったとき。

- (2) 提案書等に虚偽の記載が認められたとき。

なお、提案資格の喪失に該当する場合は、当該事業者へ提案資格の喪失に関する通知書（様式9）により 7月 2日までに通知する。

1.2 事業者の決定

- (1) 最終業務受託候補者の選定

事業者の選定等は、「新上五島町戦略的情報発信業務委託審査プロポーザル委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

- (2) プレゼンテーションの実施

本町は、業務提案書等の受付終了後プレゼンテーションを実施する。

なお、業務提案書等の提出をした参加者は、提出書類による事務局の審査を得てプレゼンテーションの参加者を決定する。

実施時期は、平成30年 7月 5日（木）とし、平成30年 7月11日（水）を予備日とする。場所及び内容等については参加者に対して事前に通知する。

- ① プレゼンテーションに必要な機器類は、各参加者で準備を行うこととする。

（プロジェクター及びスクリーンは、町側で準備する。）

- ② 参加者は、プレゼンテーションに参加する人員（5名以内）等について、速やかに本町に対し届出を行うものとする。

（様式任意：所属・役職・氏名）

- ③ 所要時間は、1参加者につき 40分以内とする。

ア プレゼンテーション 30分以内

イ 質疑応答 10分以内

- (3) 委員会の審査結果を受けて、本町は、最終業務受託候補者を決定するものとする。

- (4) 審査結果及び評価の公表

本町は、委員会の選定結果を取りまとめて、最終業務受託候補者に対し通知する。なお、審査結果及び内容等に関する問い合わせ並びに異議等は受け付けない。

1.3 契約手続き

- (1) 契約の締結

本町は、最終業務受託候補者との間で業務委託契約を締結する。

- (2) 次順位者との交渉

本町は、最終業務受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が

発生した場合又は協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。

(3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は全て業務受託事業者の負担とする。

1.4 問合せ先（事務局）

新上五島町観光商工課 担当：福本

所在地 〒857-4211

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷720番地1

電話 0959-42-3853

FAX 0959-42-3852

電子メール ・ ・ ・ ・ ・ y.fukumoto@town.shinkamigoto.nagasaki.jp

最終業務受託候補者決定基準

1 最終業務受託候補者決定基準の位置付け

本最終業務受託候補者決定基準は、新上五島町（以下「本町」という。）が、新上五島町観光物産情報映像製作業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、最終業務受託候補者を決定する方法及び基準を示すものである。

2 事業者の選定方法

最終業務受託候補者選定のための基準は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置している新上五島町観光物産情報映像製作業務委託審査プロポーザル委員会（以下「委員会」という。）において行う。

3 各審査の内容

審査は、参加資格の確認、提案内容の順に実施し、各審査の内容は、次のとおりである。

(1) 参加資格の確認

① 参加資格等の確認

本町は、本業務の参加希望者（以下「参加者」という。）に求めた参加資格書類等が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。

② 参加資格要件の確認

本町は、参加者が実施要領「6 参加資格要件」の各項目を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 提案内容の審査

① 提出書類の確認

本町は、参加者からの提出書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。

② 見積金額の限度額の確認

本町は、参加者が提出した見積書に記載された見積金額が、提案上限額以下であることを確認する。提案上限額を超える場合は失格とする。

③ 業務委託内容の確認

本町は、参加者が提出した業務提案書等の内容が業務委託仕様書に求める業務内容を満たしていることを確認する。明らかに満たしていない場合は失格とする。

(3) 審査の評価項目

評 価 項 目	
会社概要	①会社体制（履行能力）
	②業務実績(類似業務ほか)
実施体制	③実施体制等
本業務の企画・内容	④制作体制・手順
	⑤本業務の理解度
	⑥企画構成内容
	⑦その他
提案見積に関する事項	⑧見積金額

(4) 評価の着眼点

提案書等に記載する項目は、(3) 審査の評価項目の①から⑧までの項目とし、評価は、業務に対する理解度、業務への意欲、業務提案書の的確性、説明能力、表現力、独創性、妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準に評価する。

また、各項目の作成において、審査ポイントとなる点を次に示す。当該審査ポイントを理解の上、業務提案書等の作成を行うこと。

① 会社体制

会社の規模、経営状況を総合的に判断し、将来にわたり安定して業務を行い得る経営基盤があるかということを重視し評価する。

② 業務実績

関連業務に係る業務実績（実績数、規模、年数等）を、どの程度有しているかを重視し、評価（様式1-2）を提出する。

③ 実施体制等

業務を確実に遂行できる技術力、体制が整った人員配置となっているか

④ 制作体制・手順

制作体制や制作手順は妥当性が高く、適切であるか

⑤ 本業務の理解度

業務の趣旨・目的に沿った提案となっているか

⑥ 企画構成内容

業務目的、内容をより魅力的かつ効果的に発信できる構成となっているか

⑦ その他

仕様書記載事項以外に独自提案があるか

⑧ 見積金額

仕様書に基づき各業務に係る経費の内訳が明確に示されており妥当な金額か